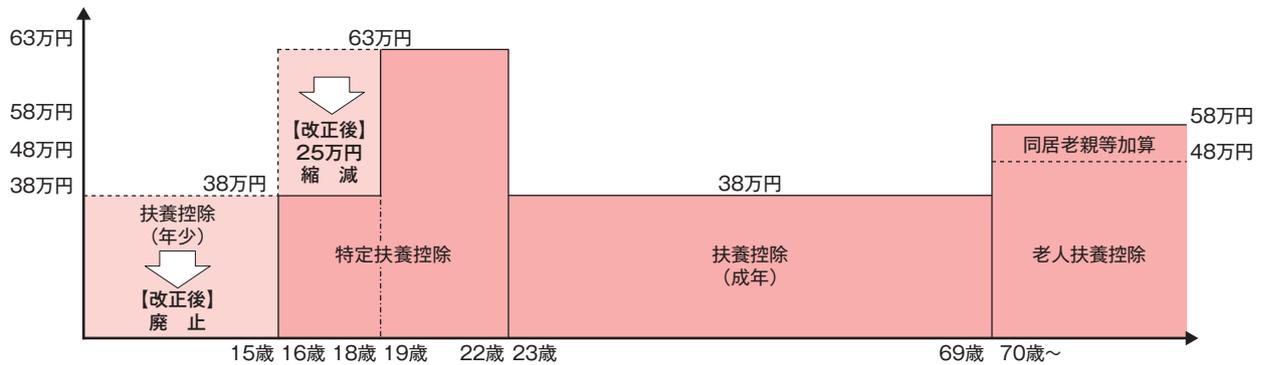


個人所得課税

扶養控除の見直し

- ◆ 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）を廃止します。
- ◆ 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止します。

※ 平成23年分から適用されます。

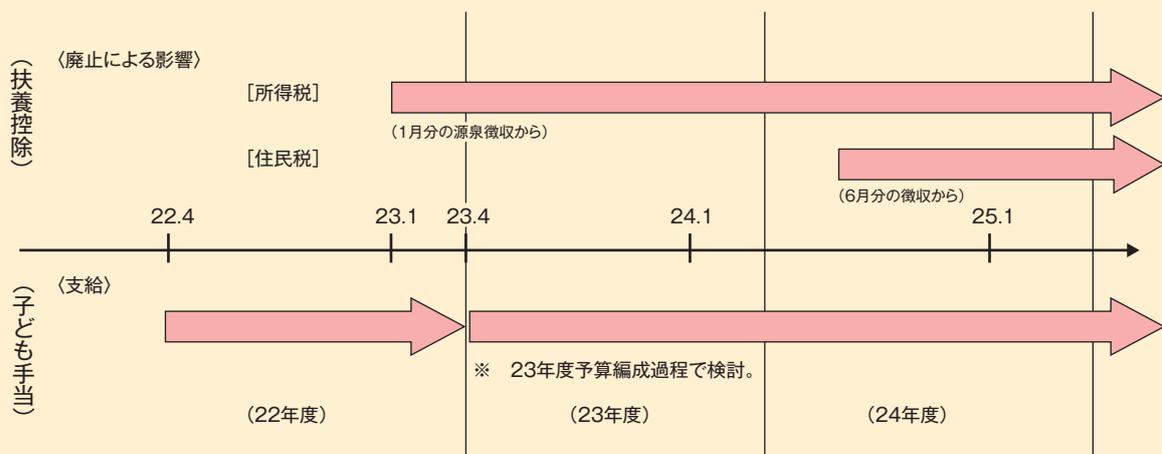


※ 個人住民税についても同様の措置が講じられています。

(参考) ● 扶養控除 (年少): 33万円 → 廃止 ● 特定扶養控除 (16～18歳): 45万円 → 33万円

■ 扶養控除の廃止と子ども手当のイメージ

- ・ 扶養控除（年少）の廃止については、所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分からの適用となります。
- ・ 子ども手当は平成22年度については、月額1.3万円が支給されます（平成22年度における子ども手当の支給に関する法律において措置）。



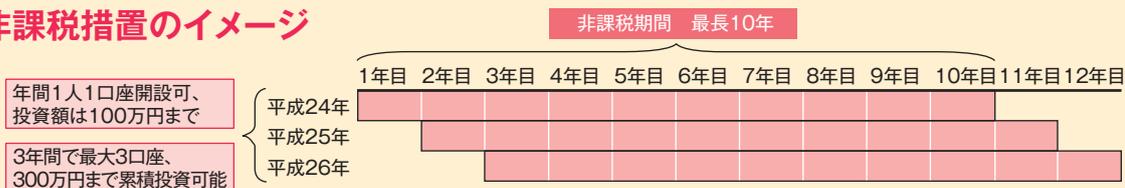
非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

- ◆ 金融所得課税の一体化の取組の中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入します。

1. 非課税対象 : 非課税口座^(注)内の少額上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 口座開設年に、新規投資額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
3. 非課税投資総額 : 最大300万円《100万円×3年間 [平成24年～平成26年]》
4. 保有期間 : 最長10年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
5. 口座開設数 : 年間1人1口座（毎年異なる金融機関に口座開設可）
6. 開設者 : 居住者等（その年1月1日において満20歳以上である者）
7. 導入時期 : 平成24年から実施される上場株式等の20%本則税率化にあわせて導入
8. 口座開設期間 : 平成24年から平成26年までの3年間の各年

（注）非課税口座とは、非課税の適用を受けるため一定の手続により金融商品取引業者等の営業所に設定された上場株式等の振替記載等に係る口座をいいます。

■非課税措置のイメージ



生命保険料控除の改組

- ◆ 生命保険料控除を改組し、各保険料控除の合計適用限度額を現行の10万円から12万円に引き上げます。
 - (1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除

新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を4万円とします（これにより控除の合計適用限度額が12万円に引き上がります）。
 - (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除

従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除（それぞれの適用限度額5万円）を適用します。

